

令和4年度第2回東大阪市環境審議会議事録

1 日 時 令和4年11月8日(火) 13時00分から14時50分まで

2 場 所 本庁舎18階 研修室

3 出席者

(環境審議会委員)

岩崎会長、久委員、広谷委員、益田委員、越智委員、花田委員、石井委員、裕委員、嶋田委員、安西委員、中里見委員、川口委員、大原委員、松浦委員、阿蘇委員、椎名委員

(事務局)

千頭環境部長

西尾環境部次長、米澤環境部次長

環境企画課：道籬、上野、松井、大島、福岡

公害対策課：仲西、益田、山下、岩城

4 会議要旨

事務局	(開会)
事務局	出欠確認(24名中16名出席)、傍聴人の人数の確認、資料確認
市長	開会の挨拶
岩崎会長	案件(1)「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定の諮問について」の議題に入る。お手元の次第にあるように「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定」について諮問を受けることとなっている。
市長	(諮問文朗読、会長へ手渡し)
岩崎会長	本日は「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定」についても議題とする。案件(2)「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」、事務局、説明をお願いします。
事務局 (松井)	<p>【案件(2)「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」説明】</p> <p>それでは案件2について環境企画課の松井よりご説明する。着座にて失礼する。案件2の説明手順だが、まず資料1-1に沿って今回の改定の経過と内容の説明を行い、その後資料1-2に沿って計画の修正内容についてご説明する流れで考えている。</p> <p>それでは、資料1-1をお手元にご用意いただきたい。右肩のページ番号に沿って順にご説明するので、1ページをごらんいただきたい。最初に地球温暖化対策実行計画についてご説明する。本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律、地球温暖化対策推進法、温対法と略すが、に基づき、2つの地球温暖化対策に関する計画を策定する義務がある。1つ目は事務事業編と呼んでいる計画で、全地方公共団体に策定義務があり、本市が一事業者として市役所から排出される温室効果ガスの削減を定める計画である。2つ目は中核市以上に策定義務がある、区域施策編と呼んでいる計画で、本市域全体についての計画である。区域施策編では、温対法の中でそちらに記載している、再生可能エネルギーの利用促進、市民・事業者の温室効果ガス削減活動の促進(省エネ等の取り組み)、都市機能の集約や公共交通機</p>

関の利用促進、緑化等の地域環境の整備、そして循環型社会の形成の4つの施策を計画に定めることとなっている。本日はこの区域施策編の改定についてご議論いただければと考えている。

2 ページをごらんいただきたい。区域施策編について、本市の現計画だが、概要はそちらに記載している通りで、現計画は第3次計画で、本審議会においてもご審議いただき、2年前の2020年3月に策定した。温室効果ガスの削減目標については、以前の国の削減目標と整合を図り、2013年度を基準年度として、2030年度に26%以上削減を短期目標として設定し、2050年温室効果ガス排出実質ゼロをあるべき将来像として設定した。現計画を策定した後、2020年5月に市として2050年ゼロカーボンシティを表明した。その後2020年10月に国において2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、脱炭素を巡る国の動きは加速しており、大阪府の動向等も踏まえながら本市計画についても見直す必要が出てきている。

3 ページをごらんいただきたい。参考として、2050年ゼロカーボンシティを表明した自治体数をお示ししている。左下に表明した自治体数と人口の推移が図で表されており、2019年9月時点ではわずか4自治体が表明しているのみだったが、本年9月末時点では785自治体が表明しており、3年間で急激に増加した。大阪府では、大阪府が2019年10月に最初に表明した。大阪府下市町村では43市町村中、25市町が表明し、本市は府下市町村で2番目に表明した。

4 ページをごらんいただきたい。計画改定の背景として、国における脱炭素を巡る経過についてだが、今回の計画改定に関係する部分として2点ある。1点目は昨年4月に当時の菅首相より国の新たな温室効果ガスの削減目標として、2030年度において2013年度比で46%削減、50%の高みに向けて挑戦ということが示され、その目標をもって同年10月に国の新たな計画が閣議決定されたこと、2点目は昨年5月に成立し、今年4月に施行された改正温対法への対応が必要となったことである。

5 ページをごらんいただきたい。国の新たな削減目標だが、2050年カーボンニュートラルという長期目標に対し、先ほどご説明したとおり、その中期目標として、2030年度に2013年度比で46%削減（50%の高みを目指して挑戦を続ける）という目標が示されたところである。

6 ページをごらんいただきたい。温対法の改正について、改正内容としては大きく2点ある。1点目は上の2ポツ、市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充があり、2点目に下の3ポツ、地域脱炭素化促進事業制度の創設がある。本市も各々関係があり、まず上の枠囲みの部分だが、「施策の実施に関する目標を定めることとする」という部分について、再生可能エネルギーの利用促進や省エネの取り組み等について、具体的な目標値を設定する必要がある。次に下の枠囲みの部分だが、今回の法改正で地域にスムーズに再生可能エネルギー事業を導入するための制度として、新たに地域脱炭素化促進事業制度というものが創設された。この制度の詳細は後述するが、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、区域施策編に設定することが努力義務として規定された。

7 ページをごらんいただきたい。以上より、今回の計画の見直しにあたり、見直し・検討を要する事項をまとめている。(1)削減目標の見直しと(2)改正温対法への対応の中で、①施策目標の設定については対応が必要な事項、②地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定については努力規定だが、今回検討が必要な事項

と考えている。

8 ページをごらんいただきたい。計画改定のこれまでの検討経過と今後の策定スケジュールだが、まずこれまでの検討経過として、本年6月と8月に東大阪市地球温暖化対策実行計画協議会において計画改定について意見交換いただいている。この協議会については、下に記載の通り、温対法に基づき設置しており、地球温暖化対策実行計画の策定及び実施に関し、必要な協議を行う組織となっている。学識経験者として、そちらにいらっしゃる花田委員に会長をお務めいただいております。市内事業者やエネルギー事業者、大阪府地球温暖化防止活動推進センター等、本市の地球温暖化対策に関係する機関等で構成されている組織となっている。本日の本審議会の後、12月～1月にかけてパブリックコメントを行い、その後1月に第3回の本審議会を開催予定としている。

9 ページをごらんいただきたい。それでは今回の計画改定で見直し・検討を要する事項の中で、まず削減目標の見直しと施策目標の設定についてご説明する。

10 ページをごらんいただきたい。まず削減目標の見直しについてご説明する。削減目標の見直しの方向性としては、2030年度の目標について、国の削減目標と整合を図ることを考えている。具体的には現計画において、2013年度比26%以上としている削減目標について、国の現在の削減目標が2013年度比46%となっているので、それ以上を目指したいと考えている。なお、現状の削減実績を参考でお示ししているが、2019年度の暫定実績では2013年度比30.7%削減で、現計画の削減目標を現時点では達成している状況である。

11 ページをごらんいただきたい。削減目標の設定だが、結論から申すと、2030年度に2013年度比で50%削減、国の挑戦目標と同数値を新たな本市の削減目標としたいと考えている。この目標値は、現時点の達成済み分である2018年度の削減実績（2013年度比25.5%削減）に2019年度以降の削減見込み分を積み上げて推計し、設定している。2019年度から2022年度の削減見込み分についてはコロナ禍の中で見立てが難しい部分があるが、2019年度の暫定実績が30.7%削減で2018年度実績の25.5%より5.2%削減されていることから、この半分程度の3%の削減が2019～2022年度に進むとして2022年度末実績を見込んでいる。2023年度から2030年度までの削減見込み分は、国や大阪府、本市の施策により見積もっており、詳細は参考資料1に示しているため、参考資料1をお手元にご用意いただきたい。

【参考資料1の説明】

表の見方だが、表の左にある産業や業務などの排出部門ごとに表の上に記載の国の施策、国・大阪府・本市の施策、本市の施策ごとに削減見込みを推計している。下の合計をごらんいただくと、国の施策による削減見込み量が最も多く、531.9千t-CO₂で、トータルの削減見込み量は表右下の679.2千t-CO₂となっている。なお、電気の排出係数については、2030年度に1kWhあたり0.25kg-CO₂という水準を国が目指すということなので、その数値で削減見込み量を見込んでいる。

資料1-1の11ページにお戻りいただきたい。2018年度までの達成済み分と2019年度～2030年度の削減見込み分に、現状趨勢ケースといい、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガスの増加分として0.1%を見込み、ここまでの合計で49.2%の削減見込みとなる。残り0.8%については2023年度以降の本市等の追加的施策などを考慮し、50%としている。以上が今回の見直し事項の1つ目、削減目標の見直しについてのご説明である。

12 ページをごらんいただきたい。次に今回の見直し事項の2つ目として、施策目標の設定についてご説明する。現計画における施策目標だが、現計画では施策目標ではなく、参考指標として、そちらの表に記載の項目について目安値を設定している。なお、区域施策編で定める施策の中で、現計画では地域環境の整備についての参考指標を設定していないので、この部分も含め、今回の計画改定で施策の目標として設定し直す必要がある。施策目標の設定にあたっての基本的な考え方として、本市の他の計画や施策と関連付けが可能な目標設定を行いたいと考えている。

13 ページをごらんいただきたい。施策目標の各項目の検討についてご説明する。まず施策の1つ目として、再生可能エネルギーの利用促進については、太陽光発電の導入発電量を引き続き目標として設定したいと考えている。施策目標の考え方が、本市の再エネ（電気）導入ポテンシャルは太陽光発電のほぼ一択であるため、その導入発電量を施策の目標として引き続き設定する。目標値設定の考え方だが、現計画では住宅用太陽光発電のみ目標値を設定していたが、非住宅用太陽光発電についても新たに目標値を設定する。また、住宅用太陽光発電の目標値も見直す。目標値設定の考え方の詳細は参考資料2にお示ししているので、参考資料2をお手元にご用意いただきたい。

【参考資料2の説明】

太陽光発電の導入目標設定の考え方についてご説明する。結論から申すと、2030年度において、設備容量10kW未満の住宅用太陽光発電について42000kW、設備容量10kW以上の非住宅用太陽光発電について28000kWの合計70000kWの導入を目指したいと考えている。まず、住宅用太陽光発電の目標42000kWについて、現行目標の38000kWから4000kWを上積みした目標設定となる。これまでの導入推移傾向と現行目標との比較だが、下の表に2014～2021年度までの導入容量の推移として、毎年度末時点の導入容量と毎年の増加分を示しており、その推移と2030年度までの推移予測をグラフで示したのが下の図となる。導入容量の推移については、年度によって変動があるものの、全体的には直線的な増加傾向となっている。2014～2021年度の導入推移から2030年度の導入容量を近似予測すると、下図の下の直線のとおり34305kWとなり、現行目標には到達するためには上の直線で推移しなければならないので、目標には到達しない見込みとなる。しかし、仮に最も設置増加量が多かった2015年度の実績1693kWで2022年度以降の設置が進めば37951kWとなり、現行目標にほぼ到達する見込みとなる。このことを踏まえた導入目標設定の考え方だが、今後の趨勢が良くなければ、現行目標の達成が難しい状況である。しかし、今回の削減目標引き上げに伴い、太陽光発電の導入目標も併せて引き上げる必要があると考えるので、本市の実態に近くかつ現行目標以上の数値を検討するため、太陽光発電が設置可能と考えられる一戸建ての住宅数の2030年度見込みから目標設定を行った。具体的には2030年度見込み42582戸の約1/4に相当する1万戸程度への設置を目標とし、これを容量換算すると42000kWとなる。

裏面をごらんいただきたい。次に非住宅用太陽光発電の目標28000kWについては、今回新規に目標設定する。これまでの導入推移傾向だが、先ほどと同様に下の表に2014～2021年度までの導入容量の推移として、毎年度末時点の導入容量と毎年の増加分を示しており、その推移と2030年度までの推移予測を下図に示している。導入容量の推移については、2015年度は2000kWのメガソーラー設置によ

り大きく増加しており、直近の2020、2021年度は設置が鈍化傾向にある。このことを踏まえた導入目標設定の考え方だが、2021年度までの導入推移から2014年度起点の低めの推移予測パターンと2015年度起点の高めの推移予測パターンの2パターンで2030年度における導入量を近似予測し、今後の新規事業の検討等により低めの推移予測よりは上を目指しつつ、コロナ禍の影響等により高めの推移予測までは達しないと見込み、その間の値として28000kWを設定した。以上が太陽光発電の導入目標設定の考え方となり、資料1-1の13ページにお戻りいただきたい。

次に施策の2つ目として、市民・事業者の温室効果ガス削減活動促進については、産業・業務・家庭部門の各活動指標あたりのエネルギー消費量を引き続き目標として設定したいと考えている。施策目標の考え方だが、市民や事業者の省エネ等の取り組みの結果が反映されるのは、最終的にエネルギー消費量であることから、引き続き施策の目標として設定する。目標値は今回の温室効果ガス削減目標の見直しに合わせて再設定する。

14ページをごらんいただきたい。この施策2について、現在参考指標として設定している項目から2つ削除する。1つ目は自動車について、現計画では電気自動車、プラグインハイブリッド車等のエコカーが市域の登録台数中に占める割合を目標・目安として設定しているが、今回の見直しで削除を考えている。削除の理由だが、脱炭素化の流れの中で自動車を巡る状況は大きく変化しており、国・府において新たに目標や戦略が定められている。これらの目標や戦略に基づき、今後広域的に電気自動車をはじめとする次世代自動車の導入促進が進んでいくと考えられることから、本市においても一定導入促進が進むと考え、本市としての施策目標からは削除する。なお、国や大阪府が掲げる目標を参考で記載しているので、ご確認いただきたい。もう1つの削除項目として、家庭用燃料電池システムの市内設置台数の項目を削除する。削除の理由だが、家庭用燃料電池システムの設置は、エネルギー消費量削減につながる個別の取り組みであることから、エネルギー消費量の目標値に反映されると考えられるので、削除する。

15ページをごらんいただきたい。続いて、3つ目の施策、地域環境の整備についてだが、これまで目安・目標を設定していないので新たに目標を設定する。まず、公共交通機関の利用促進についての目標値として「公共交通分担率」を新たに設定する。公共交通分担率とはそちらに※で記載しているが、人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する際の手段のうち、公共交通機関（電車・バス・タクシー）が占める割合を表すものである。目標値は、本市総合交通戦略と整合を図り、その数値を引用する。次に緑化の目標値として、「市街化区域における緑地率」を新たに設定する。目標値は、本市みどりの基本計画と整合を図り、その数値を引用する。最後に4つ目の施策、循環型社会の形成については、現計画では「一人あたりのごみ焼却量」を指標としており、この数値が本市一般廃棄物処理基本計画と整合がとれていないことから、整合を図り、「一般廃棄物の焼却処理量」に目標値を修正する。

16ページをごらんいただきたい。以上より、今回の見直しで設定する施策目標と2030年度における目標値はそちらに記載のとおりで考えている。

17ページをごらんいただきたい。続いて、今回の計画改定で見直し・検討を要する事項の最後の事項として、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討につ

いてご説明する。(※)の位置が3文字ほど右にずれており、地域脱炭素化促進事業の略称を以後促進事業と呼ぶ。

18 ページをごらんいただきたい。まず促進事業制度についてご説明する。本年4月施行の改正温対法において、促進事業に関する制度が創設された。そもそも促進事業はどのような事業かについてだが、そちらの図に示す ABCD の4つの要素から構成される事業となっている。具体的には、Aに示す、太陽光発電、陸上風力などの再エネ発電施設や太陽熱、地中熱などの再エネ熱供給施設の整備を行い、その整備に付随してBに示す地域の脱炭素化のための取り組み、例えばそちらに記載があるような蓄電池の設置や電気自動車の充電施設の整備などを行うものである。それに加え、Cに示す地域の環境の保全のための取り組み、例えば太陽光発電であれば反射光や景観への配慮などの取り組みと、Dに示す地域経済及び社会の持続的発展に資する取り組み、例えば SDGs の達成への寄与や地域課題の解決などの取り組みを一体的に行う事業となっている。促進事業制度の目的だが、地域との円滑な合意形成を図りつつ、適正な環境配慮を行いながら、地域のメリットにもつなげる、地域と共生した再生可能エネルギー事業を地域に導入することを目的としており、適正な環境配慮という部分は上記のCの項目、地域のメリットという部分は上記のDの項目とリンクしている。地域との合意形成や協議の場として地球温暖化対策実行計画協議会が位置づけられている。

19 ページをごらんいただきたい。促進事業制度の具体的な制度内容だが、制度としては2段構成となっている。制度の1段目として、制度①と記載している内容で、市町村が区域施策編に促進事業の促進に関する事項を設定するように努めることとなっている。具体的な設定事項としては、促進事業を行う区域や促進事業の基準・方針となるが、詳細は後述する。制度の2段目として、仮に制度①を区域施策編に設定した場合、事業者が提出した促進事業の事業計画について、制度①で設定した基準への適合等について市町村の認定を受けられる制度である。市町村の認定を受けた場合は、その事業計画に係る関係許可手続きのワンストップ化等の特例措置を受けることが可能となる。手続きが軽減されることから、促進事業を行う事業者にとってはメリットのある制度となっている。

20 ページをごらんいただきたい。促進事業として環境省が想定している具体的な事例はそちらにお示しするとおりである。促進事業制度自体は今年4月にスタートしたばかりで、あくまで想定事例だが、わかりやすい事例で言えば、1ポツ目にある、道の駅や複数小中学校に一括して太陽光発電や蓄電池を設置して、災害発生時に避難所として活用する事業が想定される。また、3ポツ目にある区域内の森林から排出される間伐材等を利用したバイオマス発電については、大東市内で類似のバイオマス発電事業が行われている。

21 ページをごらんいただきたい。促進事業の促進にあたっての市町村の役割についてだが、区域施策編にそちらの1～5の事項を定めるよう努めることとなっている。1、2が促進事業全体に係る事項となっており、促進事業の対象となる区域である地域脱炭素化促進区域、促進区域というが、その設定数見込みやその中で行う事業認定数の見込みなどである。3～5が促進事業認定にあたっての基準や方針に係る事項となっており、先ほど18ページでご説明した促進事業を構成するA～Dに対応する基準や方針となる。このように定める事項は多いように見えるが、促進事業制度の前提として、2番目の項目である促進区域内で行われる事業が促進事業と

して認定等の対象となるので、検討手順としては、まず促進区域を本市内で設定するかどうかの検討を行う必要がある。その次の手順として、促進区域を設定するのであれば、その促進区域内における促進事業に係る基準・方針として、上記3～5の事項の設定について検討し、区域施策編に1～5の内容を記載する必要がある。もし促進区域を設定しないのであれば、上記3～5の事項の設定は不要となるため、1・2の事項も含め、区域施策編に内容を記載する必要はない。

22 ページをごらんいただきたい。では、本市で促進区域を設定するかどうかの検討にあたり、まず促進区域の設定基準についてご説明する。促進区域の設定にあたっては、環境省令（国基準）に従い、都道府県基準に基づいて、市町村が促進区域を定めるとなっている。1つ目の環境省令（国基準）については、法令に基づき、大規模な太陽光発電施設や陸上風力施設などの促進施設の立地が原則認められない区域となっている。これらの施設の立地が認められないということは必然的に促進事業を行うことができない区域となる。具体的にはそちらに記載の各種法令で定められた区域となる。2つ目の都道府県基準については、国基準に即し、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮して定めるとなっており、大阪府においては今年度検討予定と聞いている。仮に促進区域を設定する場合のイメージを記載している。本市の白地図を示しているが、この白地図上に斜線の四角で表している区域を仮に国基準や都道府県基準に基づく区域とした場合、これらの基準で除かれた区域が促進区域の設定候補区域となる。なお、国基準に基づく区域は本市内にはない。

23 ページをごらんいただきたい。促進区域設定にあたっての分類について、環境省のマニュアルでは4つの類型が挙げられている。1つ目は広域的ゾーニング型として、関係者や関係機関による配慮や調整の下、広域的な観点から再エネ導入の促進区域を抽出して設定する方法で、市域全域をエリア分けするようなイメージとなる。2つ目は地区・街区指定型として、市町村の事業として再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を重点的に行うような区域があれば、その区域を促進区域として指定する方法である。3つ目は公有地・公共施設活用型として、公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定する方法である。4つ目は事業提案型として、事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定する方法である。

24 ページをごらんいただきたい。促進区域についても4月に制度がスタートしたばかりなので、現時点で具体的に設定している市町村はまだないかと思うが、促進区域のイメージとして今後参考となりうる事例を環境省が示している。類型1の広域的ゾーニング型の参考事例だが、秋田県にかほ市において、風力発電について、市域全体の中で設置の可能性があるエリアや、設置にあたり何らかの調整が必要なエリア等を地図上で色分けするようなイメージで設定している。類型2の地区・街区指定型の参考事例だが、栃木県宇都宮市において、宇都宮駅の東口地区を新たな都市拠点として位置づけ、交流拠点施設や商業施設などの整備を行う中で建物の省エネルギー化の促進や緑化の推進、公共交通機関の利用促進など、低炭素なまちづくりに取り組む地区としている。

25 ページをごらんいただきたい。類型3の公用地・公共施設活用型の参考事例だが、埼玉県所沢市において、市所管の調整池や一般廃棄物最終処分場を活用して太

太陽光発電を導入している。最後に類型4の事業提案型の参考事例だが、青森県横浜町において、町の再生可能エネルギー基本計画の中で、実施が予定されている風力発電所の事業計画の区域を再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として位置付けている。

26ページをごらんいただきたい。以上の参考事例等も踏まえ、本市における促進区域の設定についての検討だが、本市の方向性としては、促進区域の設定は現時点では一旦見送ることとし、今後設定の必要がある案件があった場合に、再度検討することとする。見送るに至った理由だが、1点目に、環境省のシステム上での本市の太陽光発電の導入ポテンシャルでは、建物系が約107万kWに対し、土地系が約2.2万kWと理論値とは言え、圧倒的に建物系が大きいことから、本市においては、まとまった土地への再エネ導入は難しいと考えられる。従って、類型1)広域的ゾーニング型のような再エネ導入の進め方よりも、住宅や工場、その他建築物に地道に太陽光発電の導入を図る方が効果的ではないかと考えられる。2点目に、再エネ利用の普及啓発や補助事業を重点的に行う区域の設定予定が現状ではない。また、公有地や公共施設の活用・マッチング方針として、再エネ設備の導入は現状ないため、関係所属との調整が必要となることから、類型2)地区・街区指定型や類型3)公有地・公共施設活用型による区域設定は現状では難しい状況である。3点目に促進区域に係る大阪府の基準が現状で定められていないなど、十分に検討できる材料が現時点で揃っていない。これらの理由により、促進区域の設定を見送るので、今回の計画見直しにおいて、促進事業の促進に関する事項についての計画への記載は見送るが、制度概要と促進区域設定についての方向性は計画に記載することとした。

最後に27ページをごらんいただきたい。今回の見直し・検討した内容をまとめているので、ご確認いただきたい。

以上が今回の計画改定の経過・内容についてのご説明となり、続いてこの改正内容を反映した計画素案についてご説明するので、資料1-2をお手元にご用意いただきたい。

資料1-2について、現計画から修正したページと修正内容は、資料1-3に一覧でまとめている。本来であれば細かな修正内容も含めて、全てご説明すべきところだが、限られた時間なので主な修正箇所にとり、ご説明する。それでは、資料1-2をお手元にご用意いただきたい。まず表紙をめくっていただき、目次をごらんいただきたい。修正内容の説明に入る前に、計画概要について目次項目に沿って簡単にご説明する。第1章は「計画策定について」という内容で、計画策定の背景や計画の位置づけなどの計画の基本的な事項について記載している。第2章は「東大阪市における地球温暖化対策のロードマップ」という内容で、以前の計画までの取り組みや温室効果ガス排出の現状、本計画における削減目標等について記載している。第3章は「地球温暖化対策の取り組み（緩和策）」という内容で、緩和策とは、温室効果ガスの排出を減らすための取り組みのことを言う。この章では、第2章で示した削減目標の達成に向け、市民・事業者・行政等が取り組む緩和策について、4つの基本方針を定め、記載している。第4章は「気候変動への適応策」という内容で、先ほどの緩和策に対し、現在既に起こっている、もしくは将来起こり得る気候変動の影響に対して、その影響による被害を回避する、備える取り組みである「適応策」について記載している。第5章は「市民・事業者の取り組み」という内容で、家庭

や事業所でできる省エネ等の温暖化対策の取り組みについて情報提供的に記載している。最後の第6章は計画の推進体制・進行管理について記載している。

それでは、修正内容についてご説明するが、全体的な修正内容としては、先ほどご説明した内容の反映と本文や表、グラフの時点修正が主となっている。では、まず第1章の主な修正箇所だが、3ページをごらんいただきたい。

国際的な動向として、2年前の本計画策定以降、2050年カーボンニュートラルへの流れが加速したことを踏まえ、なぜカーボンニュートラルを目指す必要があるのかという点を明記するため、カーボンニュートラルに関する記載内容を本文の下4行に追記した上で、地球の平均気温の上昇が1.5℃と2℃の場合の気候変動の影響の違いについてコラムを追加している。

4ページをごらんいただきたい。日本の動向については全面的に修正し、2020年10月の国におけるカーボンニュートラル宣言以降の動向を整理して記載している。また、カーボンニュートラルについてのコラムを追加している。

5ページをごらんいただきたい。大阪府の動向についても全面的に修正し、2019年10月の大阪府における二酸化炭素排出実質ゼロ宣言以降の動向を記載している。本市の動向については、2年前の本計画策定以降の動きとして、下から6行目以降に本市の2050年ゼロカーボンシティ表明と今回計画見直しに至った経過を追記している。

8ページをごらんいただきたい。2年前の本計画策定以降の最も大きな背景の変化は、新型コロナウイルス感染症の流行なので、その地球温暖化への影響についての内容のページを追加している。内容としては、国際エネルギー機関(IEA)が公表している資料から引用し、2020年のパンデミックのCO₂排出量への影響とその後の2021年の状況、環境に配慮しながらのコロナ禍からの経済復興策であるグリーンリカバリーに関する内容を記載している。また、新しい生活様式と地球温暖化対策についてのコラムを記載している。

次に第2章の主な修正箇所だが、18ページをごらんいただきたい。削減目標の見直し内容を短期目標の部分に反映し、視覚的に削減目標がわかるようにグラフを追加した。2030年度の削減目標設定の根拠となる削減ポテンシャルについては19ページに反映しているので、またご確認いただきたい。

次に第3章の主な修正箇所ですが、24ページをごらんいただきたい。施策の実施目標についてのページを追加し、目標とする項目と2030年度の目標値、現況値、基準値を下の表に反映している。本日お示しした資料1-1では、上の表の左側に記載している、温対法が定める本計画に記載が必要な事項、再エネの利用促進、市民・事業者の温室効果ガス削減の促進、地域環境の整備、循環型社会の形成の4つに対応する形で施策目標をお示しした。本計画ではこれら4つの施策に対応して、23ページに記載の4つの基本方針を立てており、再エネの利用促進と市民・事業者の温室効果ガス削減の促進は基本方針1と2、地域環境の整備は基本方針3、循環型社会の形成は基本方針4にそれぞれ対応している。従って、施策の実施目標はこの第3章の4つの基本方針に対応する目標となる。

第4章については大きな修正はないので、次にページがかなり飛び、第5章の53ページをごらんいただきたい。このページから67ページまでは家庭でできる地球温暖化対策の取り組みを情報提供的に記載している。内容の趣旨や構成は変更していないが、現時点の最新資料を基に内容を修正した。現計画ではCO₂削減量と節約

	<p>額のみ記載だったが、それに加え、木の吸収量への換算や省エネ効果、主な家電に関しては市内全世帯が取り組んだ場合の効果を情報として追加している。67 ページには省エネ住宅として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEH（ゼッチ）に関する記載を追加している。</p> <p>68 ページをごらんいただきたい。このページから 76 ページまでは事業所でできる地球温暖化対策の取り組みを情報提供的に記載している。こちらも先ほどと同様に内容の趣旨や構成は変更していないが、現時点の最新資料を基に全面的に内容を修正した。76 ページには、省エネ建築物として、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、ZEB（ゼブ）に関する記載を追加している。</p> <p>以上で案件(2)の説明を終了する。</p>
岩崎会長	事務局より説明があったが、案件(2)についてご意見等はないか。
益田委員	<p>大変、丁寧な説明ありがとうございました。また、このような実行計画案をお作りいただいた皆様の努力に敬意を表する。そのうえで、お尋ねするが、省エネと再エネの導入に関する事で、少しお尋ねしたいことが、2点ある。再生可能エネルギーについて、太陽光の発電しか考慮されていないということだが、例えば、エネルギーリサイクルという点で、例えば、排熱の利用は、全く、考えられなかったのか。私は事情がわからないので、これを聞くのだが、例えば、ごみ処理工場での排熱を温熱利用に使ったり、発電に使ったりしている自治体がある。そのような排熱を効率的に再利用するようなことは、こういう計画の中にも盛り込まれていない。それはなぜなのかということをお尋ねしたい。</p>
事務局 (松井)	<p>今回、再生可能エネルギーとしては電気由来の太陽光のみの検討という形になったのだが、委員おっしゃる通り、清掃工場のごみ発電については、排熱以外に電気の方もバイオマス電気という形で活用できるというのは認識しており、脱炭素の流れの中で、そのようなスキームを検討している自治体も確かに結構あり、地域新電力の立ち上げ等々でやっておられる自治体があるのは聞いている。委員ご指摘の排熱や地熱といった熱利用というところであるが、検討過程で協議会の方でも、そのようなご意見を花田委員からいただいており、正直に申し上げると、それらの利用に関する知見や手法が、まだ我々の方で確立できていないというところがある。これまで施策を打ってきたのも、太陽光発電の導入促進の部分であり、また政府としても、都市部では特に太陽光発電を電気由来の再エネとして入れていくということになっているので、これまでの我々の施策の打ち方等々を踏まえ、太陽光に限った目標設定に今回はさせていただいた。</p>
益田委員	<p>もう一つ、今、おっしゃった地中熱のことだが、多分、東大阪のような場所、土地柄に大変向いた再生可能エネルギーだと思う。特に、排熱を蓄熱するようなシステムを構築されると、東大阪市は洪水が起りやすいというようなことでよくわかるように、非常に停滞的な水域なので、地下水域も停滞的であり、地下に蓄熱するシステムの導入にもものすごく向いている。だから、そういう意味では、私は地中熱、簡単にヒートポンプで熱だけ取り出すだけでも、もちろんいいのだが、さらにもう少し先に進んで、蓄熱をして、エネルギーを再利用することを、さらに考慮されると、土地柄に向けたエネルギーの利用の仕方なので、私はすごくいいと思う。後で、次の規則改正のところでも少し、話が出てくるが、今、地盤沈下を抑制するために、地下水利用が制限されているが、地中熱で地下水を利用する場合というのは、基本</p>

	<p>的に地盤沈下とか起こさない利用の仕方をする。しかし、現実には、今、現在東大阪には規制があって、井戸が掘れない状況があるので、もう少し積極的に再生可能エネルギーであるとか、エネルギーのリサイクルであるとかっていうことを考えた時に、今の排熱利用っていうのと、それから地中熱の積極的な利用ができるように、やはり、皆さんが勉強していただくということと、それに必要な条例の改正が伴うと思うので、そういうこともひっくるめて、政策の中に反映させていただきたい。今回はもう間に合わないと思うが、この促進区域を選定する作業をされるときに、是非、考えていただきたいと思います。</p>
事務局 (道簾)	<p>今、いただいた意見の1点目の地中熱の利用ということだが、東大阪市では公共施設の一つに地中熱利用の施工している施設がある。我々が進めている太陽光発電設備の導入というのは直接的にCO₂削減につながると考えて促進している。一方で、地中熱は、各原課が営繕室等々と相談しながら導入を進めているところである。地中熱が設置されている施設の一つは障害者支援施設に、新築の際に設置したというのは聞いている。温度の変化が非常に緩やかなので、体が弱い方にもすごく体調にもいいシステムであると説明は受けている。今後、行政として、あらゆる施策や手立てを検討していかなければならないというふうを考えており、当然、この計画の中の目標の一つが建築の部分に入ってこようかと思っている。ただ、具体的に%を示して、目標をもって進めていくところまでは、検討できてないので、今回この計画上は太陽光をメインでいかせていただきたいと思いますという部分と今後、指摘のあった促進区域の検討の部分については、ご意見を踏まえて、知見を増やして検討を進めていきたいと考えている。</p>
大原委員	<p>東大阪市の太陽光発電を推し進めていくということが、太陽光発電は20年ぐらいもつと思うのだが、今、太陽光発電が電気を発電できなくなったような時に、そのようになった時は、その処分はどういう形ですのかということが、市民の方等、そのような消費者の方がちょっと心配される。そこら辺をもう少し、こんな考え方であれば、やはり、足を引っ張ってしまうようなことにもなるので、そういう解決策のようなものもちょっと1文を入れておいた方がいいではと思っている。</p>
事務局 (道簾)	<p>今、いただいた意見は検討させていただきたいと思う。我々も太陽光を進めていく上で、入口と出口は説明していかなければならないと考えている。我々もエネルギーの部分で進めていくという立場であるが、廃棄物の観点で、処分をどうするかという問題がある。直接的に、廃棄物を所管している課ではないが、私の記憶では、今、現在かなりリサイクルされていると聞いている。まずリサイクルに関しても、様々あり、例えば、まだ使えるようなパネルは、リユースにまわると、それ以外については、使えないパネルは、破碎して、そこから資源を取り出す。さらに高度の処理があり、かなりリサイクルができるように聞いている。記憶が定かではなく、申し訳ないが、今現状で、7割ぐらいがリサイクルにまわっているというふうに記憶している。ただ、指摘のとおり、今後廃棄物の問題が出てきた時に、どうやって処理をしていくのかというのは、国全体の問題であり、きっちりと大量に出てくる廃棄物を処理できるところまではまだまだ不十分だというのはあるようだ。そのような出口戦略は考えていかないといけない。この部分については、国で行われているFIT制度がある。国は太陽光で発電した部分を一定期間、</p>

	<p>固定で買い取るという部分で、産業の部分でいうと、20年間の固定買取のうち、後半の10年間で、廃棄の費用を積み立てするという取り組みも進んでおり、国の方も廃棄に関する部分も進めている。我々もそのような状況というのは、合わせて盛り込みたいと考えている。</p>
花田委員	<p>今のご質問に少し関連するかもしれないが、FITという制度は、例えば家庭用であると、固定価格買い取り期間は10年間ということになっている。しかし、多分10年以上発電し続けると思うので、卒FITと言うが、FITの期間が過ぎた後、再生可能エネルギーとして、市が買い取って、その分を、自治体の再生可能エネルギー量としてにカウントしていくという方法を取っている自治体もあるので、こういうことも含めて、今回の短期目標の設定の本市による追加的施策というところの「0.8%削減」にはいつてくるのかと思う。今後、追加的な施策をよろしく願います。</p>
久委員	<p>先ほどの益田委員の話の延長であるけれども、地中熱も含めて、いわゆる低温熱源からどのように効果的に熱エネルギーを取り出すかという話をもう少し広げると、ヒートポンプが主になると思うが、かなりいろんなところから低温熱源がとれると思う。そういうことも少し、一つの方策だけを考えるのではなくて、低温熱源利用という形で、その中には複数のメニューがあるような、何かそうやって広げながら、塵も積もればではないが、合わせ技でいくという意味もあるのではないかというふうに思った。さらにもう一つやはり、今考えておかないといけないうのはエネルギー効率をいかに有効に使っていくかによって、その発電量を減らしていくとかそういう話もあると思う。具体的には、火力発電というのは、元々、熱エネルギーを電気に変えていく。さらにそれをもう一度熱に戻して使うというやり方は、本来、無駄な使い方をしてしているわけである。だから、熱エネルギーをそのまま取り出し、熱エネルギーを使ったらいいし、電気エネルギーは電気エネルギーとして、非常にクリーンなエネルギーが必要な時だけを使うというような、そういうような使い分けみたいなもので、全体的な発電量を落としていくというような考え方もあると思うのだが、そのあたりも、もう少し何か書き込めないかと思う。市民の方にとっても、そういう電気エネルギーと熱エネルギーの有効な使い方みたいなものを、気をつけてくださいというような形で、エネルギーの効率的な使い方を実践していただくような、そんな呼びかけももう少しあってもいいのかなというふうに思った。</p>
事務局 (松井)	<p>長期的な脱炭素ということと言うと再生可能エネルギーをどんどん入れていかないといけないのは間違いないのだが、正直言って太陽光発電だけでは非常に厳しい。特に、東大阪市の都市部の電気のところと言うと、陸上風力も置けないし、洋上風力も置けない。その中で委員のおっしゃる通り、低温熱源も含めた熱の利用は考えていかないといけないし、先ほど資料1-1の26ページでご説明した環境省上のシステムでも、地中熱について一定賦存量があるというのは確認している。それともう1点のご指摘のエネルギー効率の部分についても、委員がおっしゃったように、確かにエネルギーの量だけを考えるのではなく、質も考えて、そのあたりを市民、事業者の皆様に周知していくということも非常に大事だと思うので、いただいたご意見は検討させていただきたいと思う。</p>
事務局 (道籬)	<p>追加となるが、今回、計画の中に、ZEBやZEH、このような情報も拡充させていただいて、載せさせていただいた。私どもとしては、今後、今いただいたような</p>

	ご意見に近いが、高効率なエネルギー、住宅に関しては、ZEH、一般のビルでいうと、ZEB、そのような部分も含めて進めていきたいというふうに考えている。
松浦委員	消費者の立場から申しあげると、自然エネルギーをどんどん進めるとおっしゃるが、日本は電気を使いすぎだと思う。50%ダウンするには、私たちのライフスタイルを変えていかなければいけないと思う。それに、この市役所を建てるときに、電気は調光システム、明るいほど、薄くなるはずだが、なぜなのかなと思う。雨水利用と調光システムは入れていただくように、環境の部分でお願いして、雨水はダメであったが、調光システムはしますということで、やったはずなのに、全然なっていません。皆様方の部屋ではブラインドをおろして、書類が重なっていて、壁と一緒にというところがあります。民間に対しては省エネ診断で、一生懸命、啓発をしていただいているが、公共施設の方々の中にいらっしゃる人の省エネに対する意識が全然ないと、会議に行くたびに、電気をつけすぎであると言わしていただいている。現在あるエネルギーでも十分日本はできるようなところにはあると思う。私達は電気代が高い高いって言うが、賦課金がかかっている。私達、消費者からすれば、今現在、50%公共施設もあわせて、皆様がもっと取り組まなければいけないライフスタイルがあるのではないかと考えている。
事務局 (道籐)	本庁舎においては、調光システムは当初より入っている。ご指摘のように、人がいないときに消灯するという感応式ではない。現状では、電気に関しては、最低限の照度に落としているというのは大前提である。また、昨年度、本庁舎に関しては、LEDに変えている。使用の電力がかなり下がっているというはある。我々としては、ビルでLEDに変える、省エネルギーに変えた場合、だいたい全体のエネルギーの10%程度は効率化できると考えている。ただ、一方で、そういう設備面は進めていくが、ソフト面も進めていかなければいけない。全庁的には、我々も声かけをして、省エネ、脱炭素を全職員で取り組んでいるところではあるが、ご指摘のとおり周知、徹底が行き届いていないところもあるので、今回、この計画と合わせて、市役所全体の事務事業に関する計画を改定している。あわせて、さらに市役所の取り組み、ソフト面・ハード面、こちらの方を進めていくような計画にしていきたいというふうに考えている。次に松浦委員が会議へ出席した際にはきっちりされているように、各所属には周知徹底していきたいと考えている。
阿蘇委員	松浦委員がおっしゃっていたように、これから省エネをやっていくのが一番の近道かもわからないですけど、今回の温暖化の計画で言っているところの、再エネの話だが、確かに、温暖化の問題は色々あると思うけれども、この太陽光発電の進展というのか、色々、計画を見させていただいても、どうやったらこれができるのかなというところが一番の疑問というか、少しよくわからないところで、しっかり、東大阪市としても補助金をかなり前からやっていたが、ただ、規模的に言うとかかなり小さいというか、あんまり多くないというのもあるし、大阪府で言ったら共同購入もある。これはそれなりの規模はあるのかなという気はしている。今後、東京都等では、義務化というのでも進めるというふうなことを聞いているし、その影響が出始めているというふうにも聞いているので、正直今度の市の太陽光を増やすということについて、どういうふうに具体的に進めていくのか図が見えないのが、私的には一番心配である。何かあれば教えていただければ。
事務局 (道籐)	今、この計画の改定を行っていく中で、我々としても、目標値だが、特に再生可能エネルギーの目標、さらには温暖化 2030 年の温室効果ガスの削減目標をかな

	<p>りかさ上げしているという部分でいうと、この部分には施策事業を打っていかないといけないと考えている。我々も財政課と協議していかないといけないので、この場ですぐにやるとは明言できないが、我々としても、温室効果ガスの削減に関しては一定程度の事業を打っていきたいというふうには考えている。その中で、その事業をどういう打ち方をするのか、kW 数に対して、どういう補助をするのか等、そういう一定の考え方を持って、やっていきたいなと現状では考えている。太陽光は当然、市の目標ではあるが、先ほど申し上げたように、大阪府の施策と国も含めて、合わせ技で進んでいく部分もあると考えている。条例については、東京都は条例で住宅に太陽光を義務付けしているが、これは我々も市議会等からの指摘もある。ただ、この部分は我々としては、広範囲でやるべき施策であると考えている。少なくとも、大阪府程度の区域でしないと、東大阪市から住民が隣の市に逃げていくのではないのかという議論をしているところである。今のところ具体的な取り組みは、今後、事業の中で示していきたい。すぐに、答えを示すことができないが、今回、目標をあげている部分に関しては、この計画とセットで何らかの事業を検討している。</p>
椎名委員	<p>少し教えていただきたいのだが、東大阪市内にある学校、病院、市関係の建物、公共の部門に設置されている太陽光パネルってどの程度あるのか。</p>
事務局 (道籐)	<p>今すぐ、正しい数字は示すのは難しいが、22～23 か所だったと思う。</p>
椎名委員	<p>是非、少し詳しく調べてもらえないか。</p>
事務局 (道籐)	<p>数は今言った数字だと思うまた、委員のおっしゃりたいこともわかる。我々としては、建物として、数 100 の建屋を所有しているというところと言うと、ここで話をする部分ではないかもしれないが、当然、公共施設に設置している太陽光の設置数は少ないというのは理解している。</p>
椎名委員	<p>非常に少ないと思う。今後、どのように増やしていこうとされるのかも含めてその点についてお伺いしたい。あと、民間のマンションだが、東大阪市は最近増加して来ている。その民間のマンションにはどの程度太陽光パネルが設置されているのか市当局では把握しておられるか？</p>
事務局 (道籐)	<p>そこは把握できていない。</p>
椎名委員	<p>一度、確認して貰えないか。設置を進めていけば、相当量の太陽光パネルが増えることになる。設置自体は、マンションが決めることだからどの程度設置が増えるかは分からないが、可能性は有ると思う。太陽光パネルをメガ規模で設置し大きな電力を得るという考え方がある一方、各地区や小規模世帯で太陽光パネルを設置し自分たちで電力を賄うという考え方もある。小規模水力発電も実際利用されているとも聞く。このような様々な方策も含めて検討頂ければと思う。よろしくお願ひしたい。</p>
事務局 (道籐)	<p>今、おっしゃられた部分というのは、検討しているところである。公共施設に太陽光を積極的につけていかないといけない。これは国も目標をもっており、2030 年までに公共施設の 50%に太陽光を設置すると、「設置可能な」という枕詞もあるが、</p>

	<p>我々としても、公共施設にいかにか太陽光を設置していくのかは、今現在、市の事務事業で検討している。太陽光のつけ方については、市が設置する場合には実費がかかってくるので、その観点で、その建屋で20年間電気を使ったとして、採算がとれるかということが、財政当局が一番気になる場所である。これまでは電気代等の推移をみると、なかなか採算がとれないというところもあるが、現在、電気代もあがってきているので、その辺りも踏まえて検討していかなければならないということと、あわせて、新しい手法であるPPAというのがある。第三者が所有して、そこで発電された電気をその施設で契約するという新しい手法も出てきており、そのような部分も踏まえて、公共施設に関しては我々が率先して進めていかないといけない立場にあると考えている。それから、小水力については、市では2箇所設置している。ただ、東大阪市では高低差がなかなかとれないのではないかとという問題もあり、現状、2箇所にとどまっている。今、おっしゃられたマンションの設置について調べられるかどうかというのは、できますというのは何とも言えないが、どのようなものかというのは、確認はさせていただこうと思う。ただ、マンションの上につけた太陽光発電の電気をだれが消費するのかというのは問題があるのかと思う。全部売するのか、そこで使うのであれば、共用スペースであるとか。ただ、そこで発電した部分はどこの消費にまわすのかという問題はでてくると思う。そのため、なかなか設置は進んでいないのではないかと考えている。</p>
<p>広谷委員</p>	<p>温対法の促進事業の設置区域について、これはもちろん大きな山場になると思うのだが、始まったところであり、まだ何もできないというところで、見送るとするのは当然そういう判断になるのだと思う。ただ、ここで一定の方向性については記載するって言う中で今後、必要な時にあれば検討するっていうだけでは、ちょっと寂しいのかなと思う。もちろん、決まってない中で、色々先走って書くことはできないのはわかるが、東大阪市の中では現状できるところの四つの類型では、どういうものは可能性があるのだとか、或いは、これは当てはまらないものだとかそういう整理だけでもしていただくと、少し内容が違ってくるのではと思う。</p>
<p>事務局 (松井)</p>	<p>先ほどご説明し忘れていたが、資料1-2の41ページと42ページに制度概要と方向性ということで書かせていただいている。記載内容としては、先ほど資料1-1で説明した内容そのままにはなるのだが、当初東大阪市でこれを検討するにあたって、どういったパターンが考えられるかというところの想定がしにくかった。1つ可能性があるとするならば、4番目の事業提案型として、個別の事業者がこういった事業をやりたいというのを提案されてこられた時に、その事業の区域を促進区域として設定するパターンがあるのではないかと考えていた。しかし、協議会で環境省の方から、そういう事業提案型に限らず、2番目の地区・街区指定型や3番目の公有地を活用する型も考えられることもあることから、その可能性を排除しないで欲しいということで、書き方としては広く捉えられるような形とした。検討する必要がある案件があればその都度検討というのは、1つは4番目の事業提案型みたいなものが来たときに、考えられたらいいというのはある。もちろん我々自身の率先的</p>

	<p>な取り組みとして、3番の公有地とか公共施設を活用したような形も、今後考えられればいいかなと思っている。2番目の地区・街区指定型については、東大阪市でこういうものを重点的に進めるような地域が現時点ではないが、今後市の他の関連計画の中で低炭素を進めるような地区を定めるということになれば、その地区を促進区域として設定することも可能性としてはあるかもしれないので、書き方としては少し曖昧というか、広く捉えられるようにしたところがある。一定今後の設定方針の考え方というのは、計画の中に入れ込んでいると考えている。</p>
広谷委員	それはわかるが、もう少し膨らませるなどあってもいいかなと思う。
事務局 (道籬)	今、いただいた意見は検討させていただく。
岩崎会長	色々と議論は尽きないと思うが、案件(2)についてはこの程度とする。案件(2)については、今回、各委員からいただきましたご意見を踏まえて、事務局において対応の上、次回の環境審議会において、答申文をまとめたかと考えるが、よろしいか。
委員	(異議なし)
岩崎会長	では、そのように進めたいと思う。 案件(3)「東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しについて」、事務局、説明をお願いします。
事務局 (益田)	<p>【案件(3)「東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しについて」の説明】</p> <p>東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の見直しについては、前回5月の審議会において市長から諮問を受け、その後、審議会において専門的な分野での審議が必要となることから、学識経験者として環境分野で深い見識をお持ちの委員で構成する規則改正検討部会の設置が了承された。</p> <p>本日は部会で議論いただいた内容の報告ということで、その内容について説明する。参考資料3の部会報告書については、部会で議論いただいた結果をまとめたものであるが、少しボリュームがあるので、本日はその概要をまとめた資料2に沿って説明する。</p> <p>生活環境保全等に関する条例については、昭和48年に公害防止条例として制定されたものであり、公害の未然防止に係る規制について定めたものである。当時と比べて市内の環境は大きく改善されているが、住工混在の本市においては、公害の未然防止という観点から今後も必要な制度である。一方で、上位法令と整合がとれていない点について整理する必要がある、今回規則の見直しを進めるに至ったものである。</p> <p>まず、見直しに係る検討の進め方であるが、現行制度に基づく規制の現状、課題及び論点について分野ごとに整理し検討を行うこととし、基本的な考え方としては上位法令に整合させるよう規則の整理を行うものである。現状の市条例に不足する部分を補い、上位法令の規制に一部、市独自の規制を足した形を目指している。</p>

次に分野ごとの検討内容ということで、大気、騒音振動、水質、地盤沈下の4つの分野ごとに議論いただき、その概要を裏面にまとめている。これについては後ほど説明する。続いて審議経過であるが、先ほど説明したとおり5月19日の前回審議会において市長から諮問を受け部会を設置していただいた。部会の委員については、下に示しているとおり、益田委員に部会長、久委員に代理を務めていただき、広谷委員、佐野委員、花田委員にご協力いただき、7月7日に1回目の部会を開催した。ここで分野ごとの課題と論点を整理し、それぞれ見直しの考え方について議論いただいた。8月26日の第2回部会においても引き続き見直しの考え方を議論いただき、10月14日の3回目で、本日参考資料3として提示している部会報告書の案を検討いただいた。

部会委員の皆様においては、非常にタイトなスケジュールにもかかわらず、たくさんのご意見・ご指摘をいただき、部会の運営にご協力いただきことをこの場をお借りして改めてお礼を申し上げたい。では、実際の見直しの概要について説明したい。裏面をご覧ください。

大気分野であるが、まず対象物質の選定と排出基準の整合とあるが、規制対象の有害物質と排出基準が上位法令と異なっていたので、この点についてご意見を伺った。中小企業のまちである本市の特性として特に排出量の多い物質があるなら別であるが、基本的に大気中の物質は移流拡散するので、本市のみが他市と異なる物質を規制することは意義を見出せない。次に、環境基準の定められた物質の市内における濃度の現状を見ると基準を大きく下回っており市独自に規制を設ける必要はない。また、市独自の規制物質は、物性を見ても有害性は低く、排出量も少ないのであえて規制の必要はないというご意見をいただいた。次に法改正により特定施設の定義が見直されたが、これについては上位法令と同様にすべきとのご意見であった。これらを踏まえ、改正案として、対象物質・基準・特定施設ともに上位法令に整合させる方向でまとまった。

続いて、騒音振動であるが、法で定める規制基準は工業地域などでは、特に配慮を要する施設として学校や保育所、病院、図書館といった施設から一定の範囲内については通常より厳しい基準が設定されている。法及び府条例では、ここに幼保連携型認定こども園が追加されている。また用途地域についても新たに田園住居地域が追加されている。これらについて、工場等が守るべき規制基準は実質的に上位法と同一であるため、市条例においても同様に追加すべきとのご意見をいただいた。次の特定施設については、生活環境への影響は低く、市独自でそれ以上の基準を設ける必要はないとの意見であった。これらを踏まえ、大気と同様、上位法令に整合させる方向でまとまった。

また、本条例に規定する内容ではないが、規制のかからない騒音について今後規制以外の手法を検討する必要があるとの指摘をいただいた。

次に水質であるが、対象物質及び排出基準について、現状、市条例が法改正に追いついていないことについて、運用上影響は小さいが法改正がされた場合速やかに市

	<p>条例も改正すべきとの指摘をいただいた。また、市独自の規制となる小規模工場については慎重な対応が必要であるものの、河川における BOD 濃度および今後の河川類型の考え方から現状の規制を維持することが望ましいとの意見をいただいた。色又は臭気規制については上位法令と同様にすべきとのことで、これらを踏まえ、対象物質及び排出基準を上位法令と整合させる方向となった。</p> <p>最後に地盤沈下であるが、液状化リスクと地盤沈下リスクの比較検討を行い、液状化対策として地下水位を低下させることは効果があるが、東大阪地域は地盤が軟弱なため、常時使用する用途ではなく、非常用や環境用など限られた用途で活用することが有効である。具体的には非常用の井戸については、自治体だけでなく、医療法人や学校法人など避難所として利用される公共的な施設を対象とすることが望ましく、環境用の井戸については、水循環の観点から地盤沈下に影響のない範囲で環境対策や環境教育に活用することが望ましいという意見をいただいた。これらを踏まえ、規則で定義される非常用及び環境用の井戸の対象を拡大する方向でまとまった。なお、水稻栽培用の井戸の規制のあり方については、耕地面積など一定のデータはあるものの、今後必要に応じ地域ごとの詳細な調査を行うよう求めるとされた。</p> <p>以上で、案件(3)の説明を終了する。</p>
岩崎会長	事務局より説明があったが、案件(3)についてご意見等はないか。
委員	(なし)
岩崎会長	案件(3)については、今回、各委員からいただきましたご意見を踏まえて、事務局において対応の上、次回の環境審議会において、答申文をまとめたいと考えるが、よろしいか。
委員	(異議なし)
岩崎会長	では、そのように進めたいと思う。 その他、全体を通して何かご意見等はないか。
阿蘇委員	ゴミの話であるが、4月からプラごみの新しい法律が施行されたと思うが、そのことについては全然触れられてないので、そこはまだ市の方針が決まってないのかと思うのだが、一応、新しいプラの法律の扱いについて、法律が施行されているので、何か触れていただいた方がいいのかというふうに思う。
事務局 (千頭)	今のプラごみのご質問であるが、ただ今、部内では検討している。ただ、これについては、今までのプラの処理と違って、製品プラについて100%処分代を負担しなければならない。分けたプラについての容器包装プラに、今は10分の1の負担ですんでいるが、今度全体として100%市が持たなければいけないという形になっている。先行して、何市かやられているが、そのようなところの情報も入れて今回どれぐらい予算組みをして、また来年度もやられるのか、そのようなことを今、少し見させていただいている状況である。プラごみをどうしていくのかというのは、まだ、情報収集の段階である。
事務局 (道籬)	目標はどこで掲げるのかということとその廃棄物の計画の中で、目標を掲げることになるかなと思う。我々としては、廃棄物の計画に基づいて、ごみの削減、それに基づいてCO ₂ をどれだけ減るのかを記載するという関係になっている。こちらの方の

	記載内容からはそこまで具体的な部分っていうのは、検討する中身ではないのかと 考えている。廃棄物は廃棄物の方で、検討する項目というふうに考えている。
事務局 (千頭)	会議の中では、焼却処理量っていうのが、目標値になっている。現状を報告し ておくと、令和3年度の速報値で言うと、目標が16万3533トンに対して16万 576トン、3000トンほど下回り達成している。
岩崎会長	他に質問がないので、以上で、本日の審議を終了する。
	以上